

○稚内市国民保護対策本部及び稚内市緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月23日条例第29号

稚内市国民保護対策本部及び稚内市緊急対処事態対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、稚内市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び稚内市緊急対処事態対策本部（以下「緊急対処事態対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(国民保護対策本部の組織)

第2条 国民保護対策本部の本部長は、国民保護対策本部の事務を総理する。

- 2 国民保護対策本部の副本部長は、本部長を補佐し、国民保護対策本部の事務を整理する。
- 3 国民保護対策本部の本部員は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。
- 4 国民保護対策本部に前3項に掲げる者のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第28条第6項に規定する者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(班の設置)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に班を置くことができる。

- 2 班に属すべき本部員その他の職員は、本部長が指名する。
- 3 班にそれぞれ班長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 班長は、班の事務を掌理する。

(現地対策本部の設置)

第5条 国民保護対策本部に法第28条第8項の規定に基づき、現地対策本部を置くことができる。

- 2 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策副本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、第2条第2項から第4項までに規定する者のうちから本部長の指名する者がこれに当たる。
- 3 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。
- 4 現地対策副本部長は、現地対策本部長を補佐する。

5 前条の規定は、現地対策本部について準用する。

(本部長への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(緊急対処事態対策本部の組織)

第7条 緊急対処事態対策本部の組織は、第2条から前条までの規定を準用する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。